

議案第 35 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法第 8 条及び第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を認定及び廃止する。

平成 29 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 認定

整理 番号	図面 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	1	小 田 第 2 2 1 号線	川崎区 小田 4 丁目 川崎区 小田 4 丁目	1 3 4 番 4 先 1 3 4 番 1 0 先
2	2	殿町羽田空港線	川崎区 殿町 3 丁目 川崎区 殿町 3 丁目 (東京都界)	1 0 3 番 8 先
3	3	小 倉 第 2 2 0 号線	幸 区 小倉 2 丁目 幸 区 小倉 2 丁目	1 1 7 4 番 1 先 1 1 7 4 番 1 1 先
4	4	下 新 城 第 2 0 7 号線	中原区 下新城 3 丁目 中原区 下新城 3 丁目	5 9 0 番 3 先 5 9 0 番 1 0 先
5	5	久 地 第 1 4 5 号線	高津区 久地 2 丁目 高津区 久地 2 丁目	4 3 番 1 先 3 8 番 7 先
6	6	末 長 第 1 7 6 号線	高津区 末長 1 丁目 高津区 末長 1 丁目	3 0 6 番 7 先 3 0 8 番 2 先
7	7	野 川 第 5 1 3 号線	宮前区 野川 宮前区 野川	1 2 5 9 番 2 6 先 1 2 6 0 番 1 先
8	8	菅 生 第 8 2 7 号線	宮前区 菅生 4 丁目 宮前区 菅生 4 丁目	3 1 7 9 番 1 4 先 3 1 3 2 番 1 2 先
9	9	神 木 本 町 第 1 8 2 号線	宮前区 神木本町 2 丁目 宮前区 神木本町 2 丁目	7 4 9 番 1 6 先 7 4 9 番 2 5 先

整理 番号	図面 番号	路 線 名	起 終	点 点
10	10	神 木 本 町 第 1 8 3 号 線	宮前区 神木本町4丁目	217番 5先
			宮前区 神木本町4丁目	217番 4先
11	11	登 戸 第 3 4 1 号 線	多摩区 登戸	3351番 20先
			多摩区 登戸	3383番 2先
12	11	登 戸 第 3 4 2 号 線	多摩区 登戸	2219番 先
			多摩区 登戸	2201番 6先
13	12	登 戸 第 3 4 3 号 線	多摩区 登戸	2249番 1先
			多摩区 登戸	2241番 2先
14	12	登 戸 第 3 4 4 号 線	多摩区 登戸	1828番 6先
			多摩区 登戸	1824番 4先
15	12	登 戸 第 3 4 5 号 線	多摩区 登戸	1942番 先
			多摩区 登戸	1911番 2先
16	12	登 戸 第 3 4 6 号 線	多摩区 登戸	1925番 3先
			多摩区 登戸	1896番 2先
17	12	登 戸 第 3 4 7 号 線	多摩区 登戸	1926番 3先
			多摩区 登戸	1978番 4先
18	12	登 戸 第 3 4 8 号 線	多摩区 登戸	1930番 6先
			多摩区 登戸	1973番 1先
19	12	登 戸 第 3 4 9 号 線	多摩区 登戸	1930番 13先
			多摩区 登戸	1698番 2先
20	12	登 戸 第 3 5 0 号 線	多摩区 登戸	1697番 1先
			多摩区 登戸	1667番 2先
21	12	登 戸 第 3 5 1 号 線	多摩区 登戸	1663番 2先
			多摩区 登戸	1652番 先
22	12	登 戸 第 3 5 2 号 線	多摩区 登戸	1678番 3先
			多摩区 登戸	1664番 先
23	13	下 麻 生 第 1 7 2 号 線	麻生区 下麻生3丁目	412番 4先
			麻生区 下麻生3丁目	4023番 先
24	14	黒 川 第 2 8 7 号 線	麻生区 黒川	2151番 4先
			麻生区 黒川	2152番 先

2 廃止

整理 番号	図面 番号	路 線 名	起 終	点 点	
25	15	宮 内 第 5 2 号 線	中原区 宮内4丁目	727番	先
			中原区 宮内4丁目	724番	2先
26	16	久 地 第 9 号 線	高津区 久地2丁目	38番	2先
			高津区 久地2丁目	43番	1先
27	16	久 地 第 1 0 号 線	高津区 久地2丁目	38番	2先
			高津区 久地2丁目	37番	4先
28	17	久 末 第 1 1 9 号 線	高津区 久末	1276番	1先
			高津区 久末	1279番	1先
29	18	野 川 第 1 4 2 号 線	宮前区 野川	1259番	26先
			宮前区 野川	1253番	1先
30	19	高 石 第 1 2 6 号 線	麻生区 高石1丁目	1011番	1先
			麻生区 高石1丁目	1020番	22先
31	20	下 麻 生 第 1 1 6 号 線	麻生区 下麻生3丁目	411番	1先
			麻生区 下麻生3丁目	412番	4先
32	21	黒 川 第 1 5 4 号 線	麻生区 黒川	2152番	先
			麻生区 黒川	2151番	4先

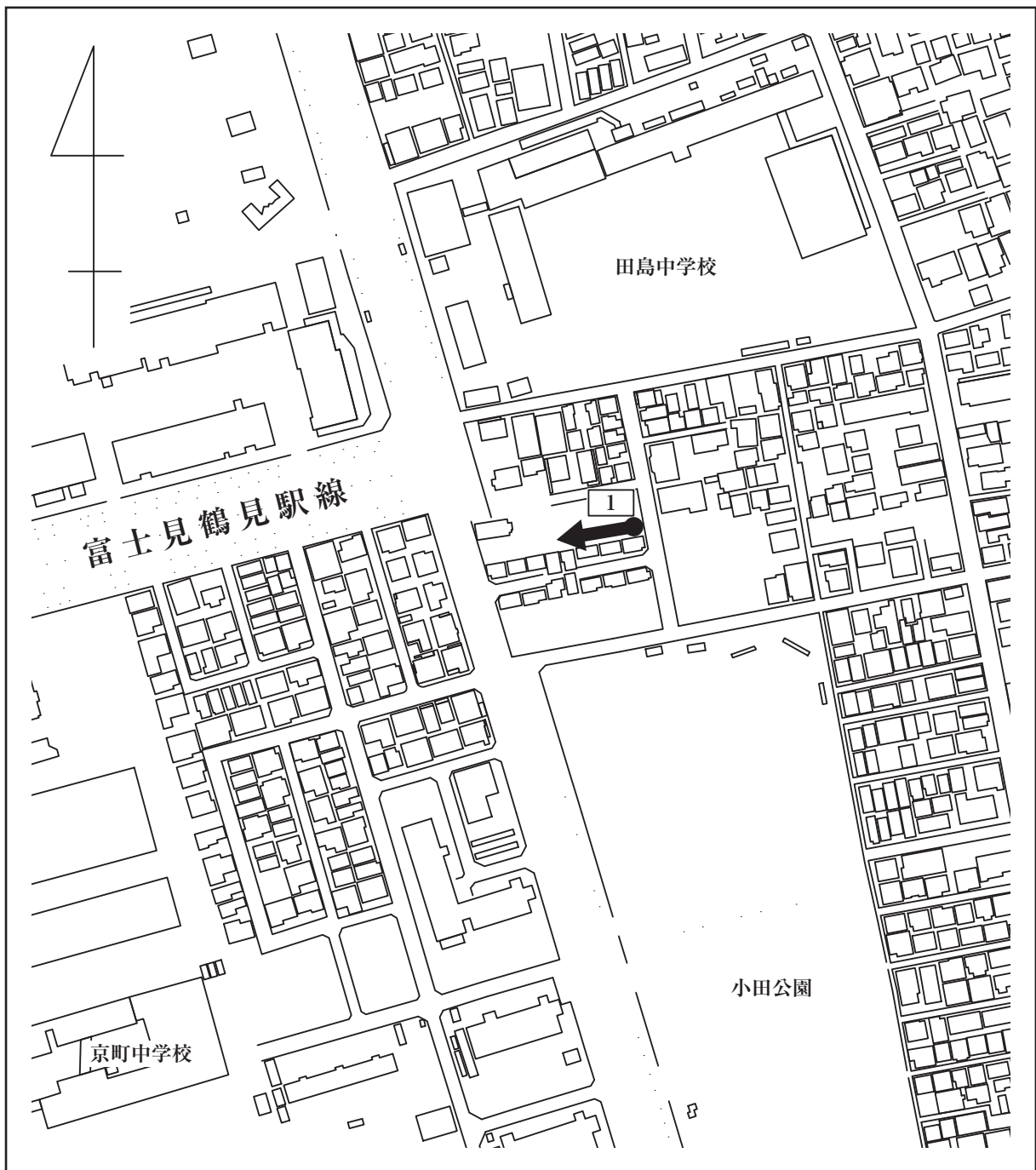
認 定 理 由

図面番号①

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（川崎区小田4丁目地内）

整理番号 1



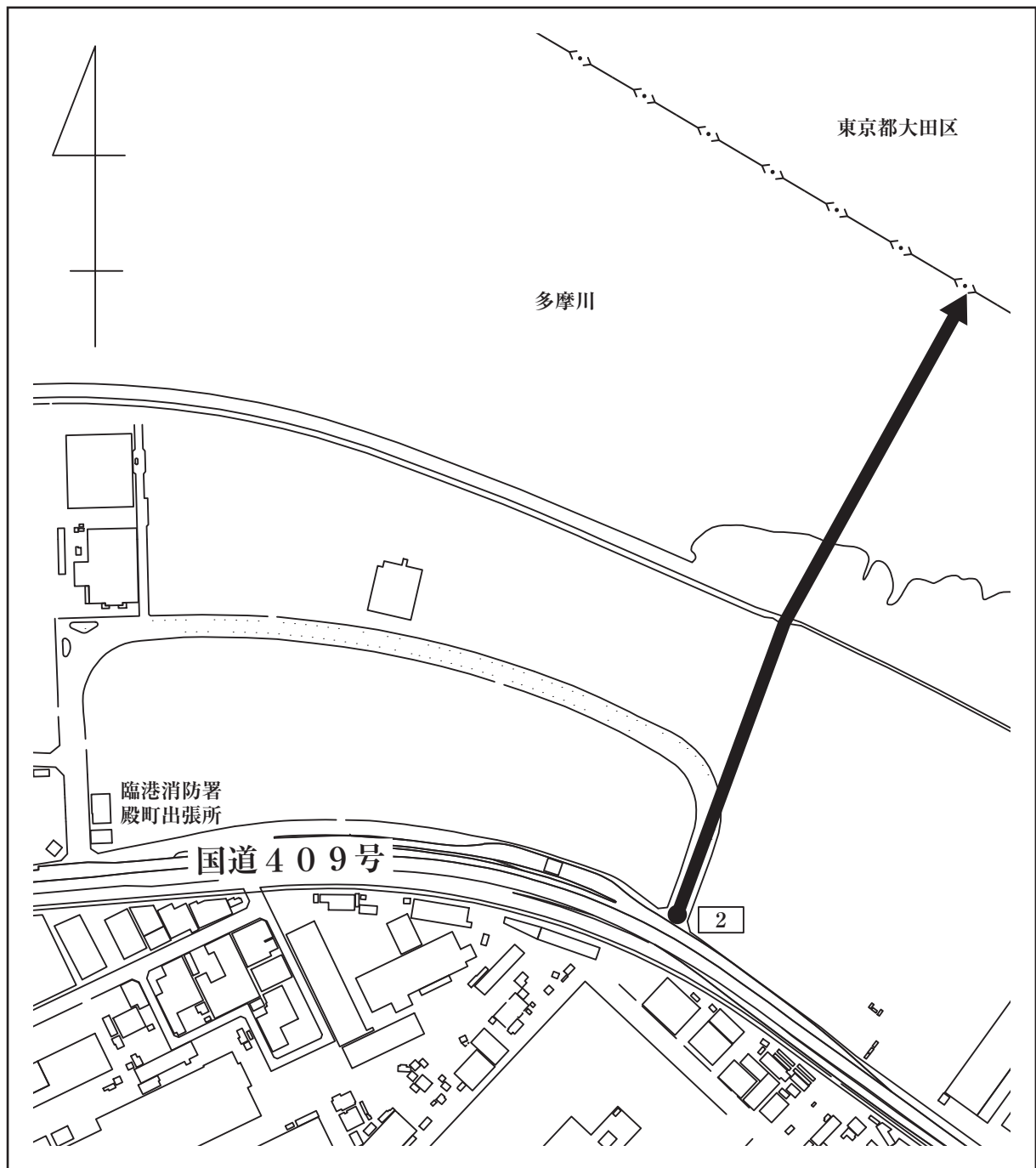
認定理由

図面番号②

本箇所は、新設しようとする都市計画道路殿町羽田空港線で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（川崎区殿町3丁目地内）

整理番号2



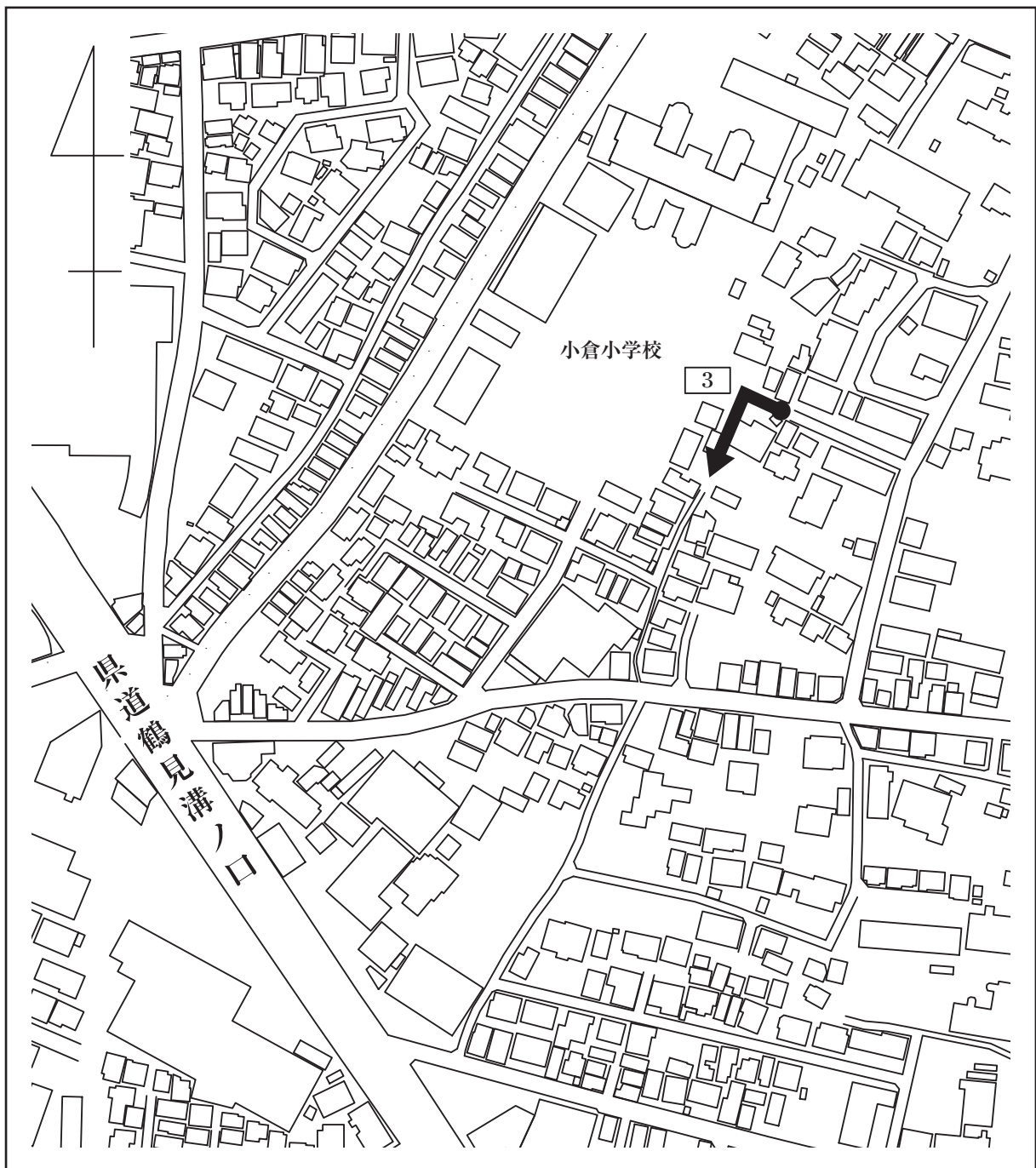
認定理由

図面番号③

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（幸区小倉2丁目地内）

整理番号3



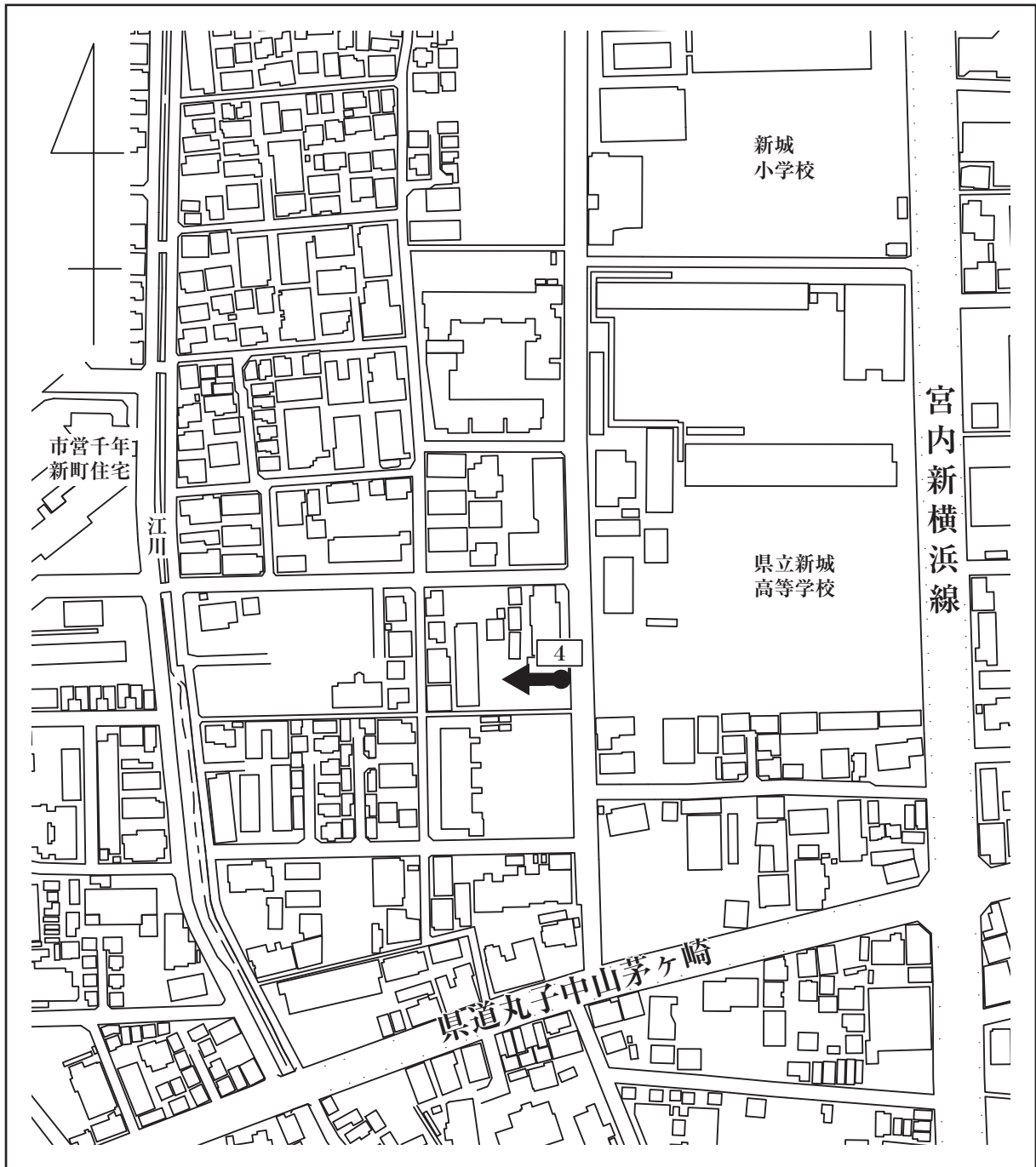
認 定 理 由

図面番号④

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（中原区下新城3丁目地内）

整理番号 4



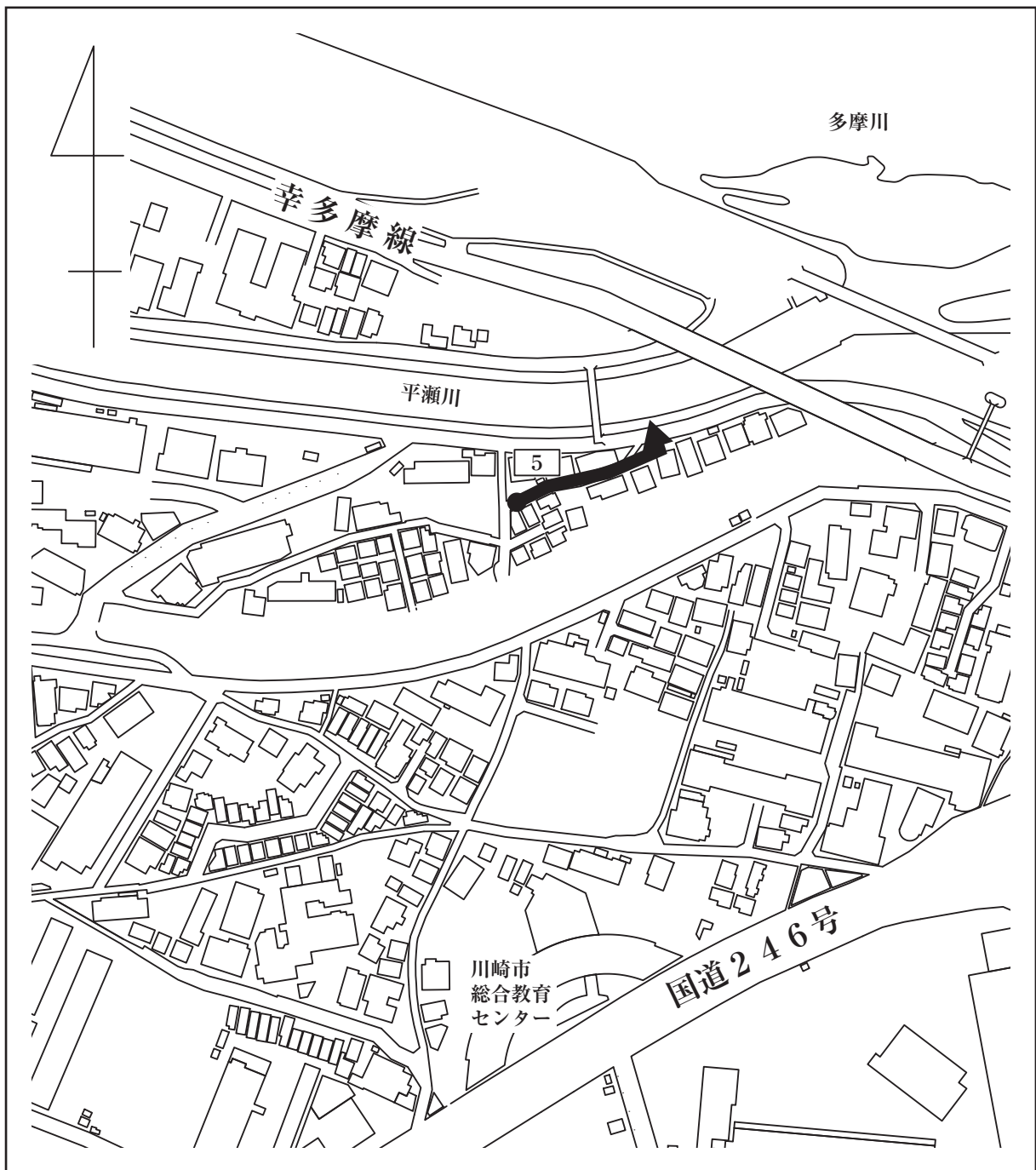
認定理由

図面番号⑤

本箇所は、路線の一部は不要であるため廃止をするが、残置路線は一般交通に必要なので、再度、これを市道として認定したい。

見取図（高津区久地2丁目地内）

整理番号5



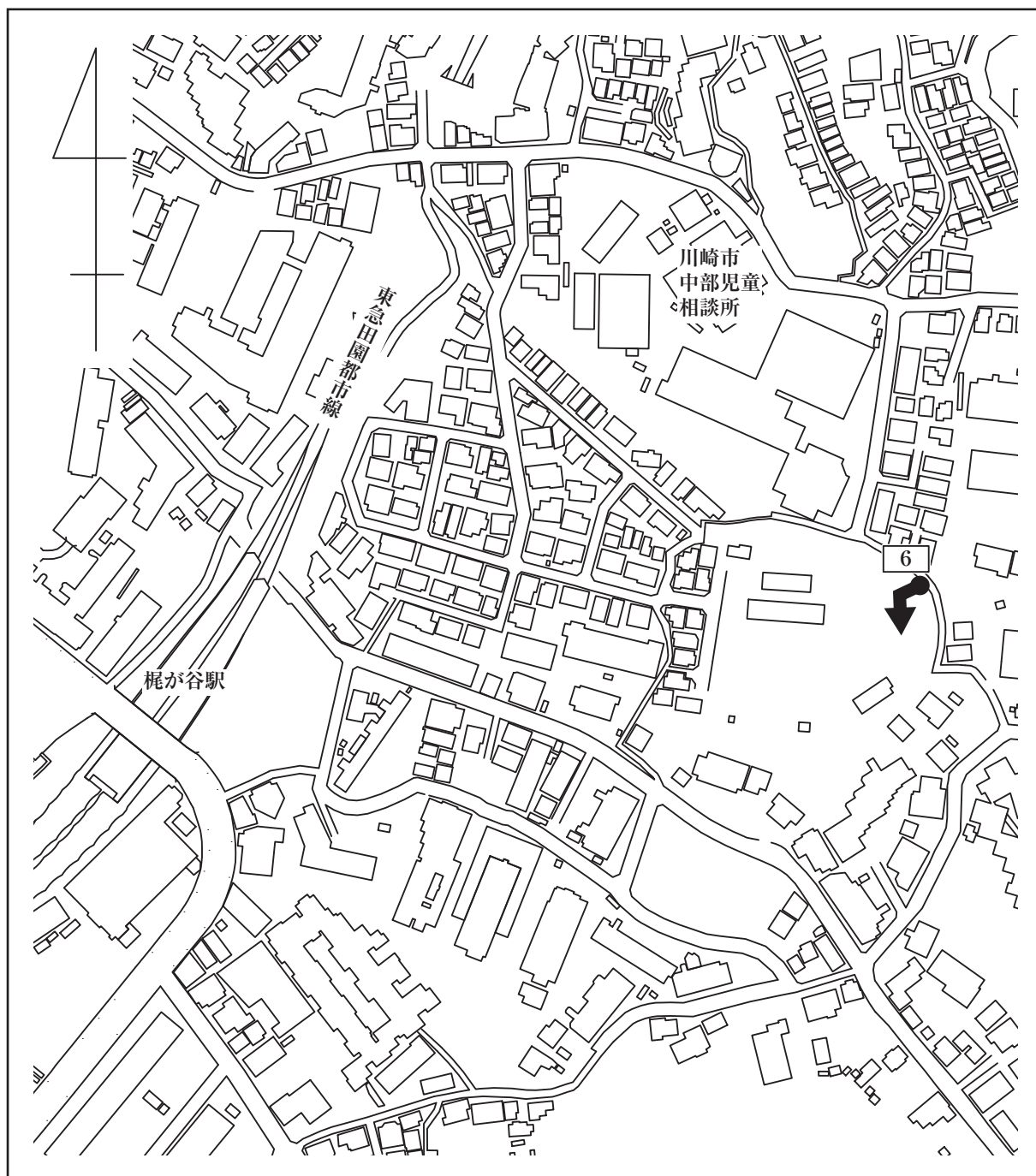
認 定 理 由

図面番号⑥

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（高津区末長 1 丁目地内）

整理番号 6



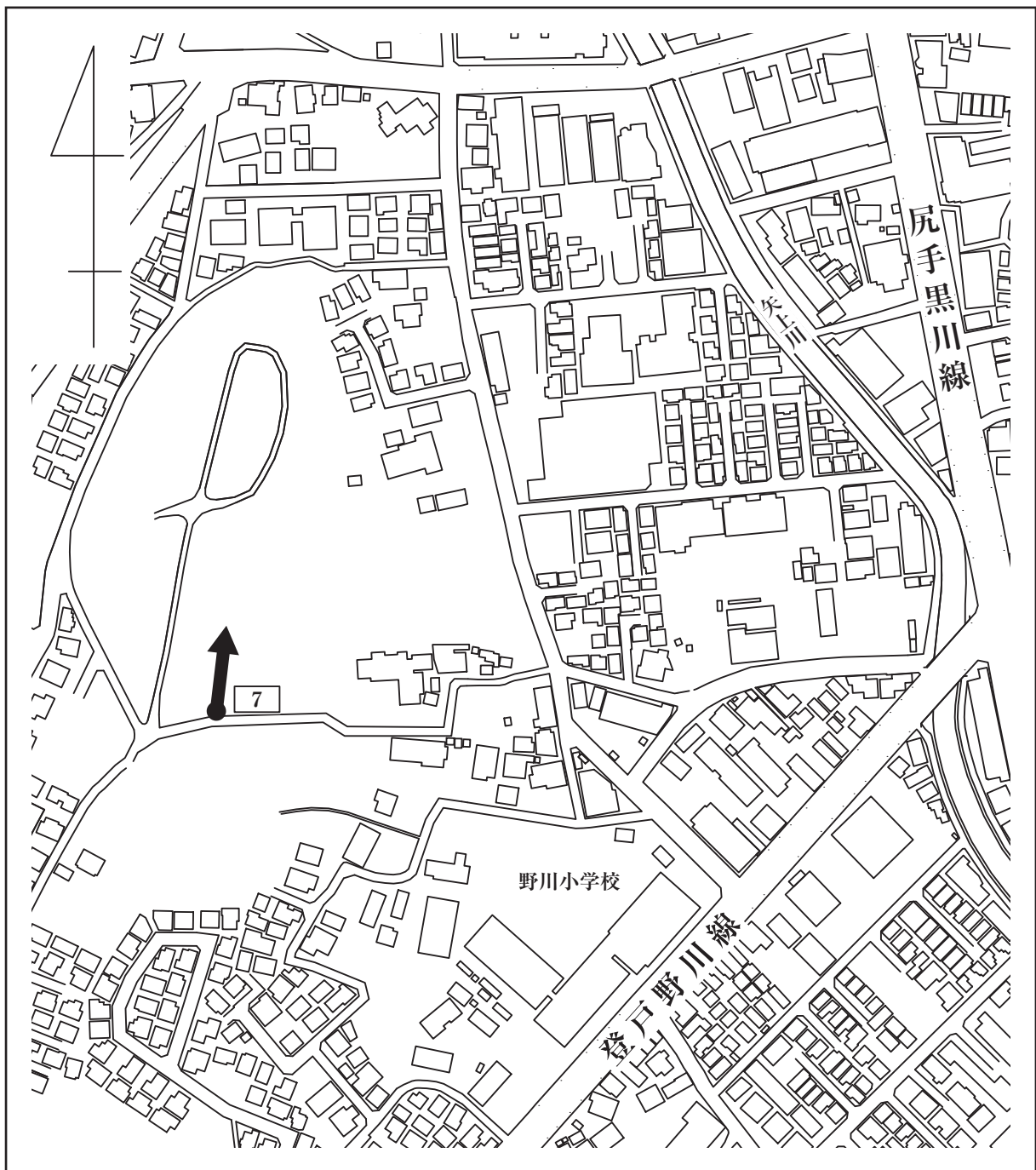
認定理由

図面番号⑦

本箇所は、路線の一部は不要であるため廃止をするが、残置路線は一般交通に必要なので、再度、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区野川地内）

整理番号 7



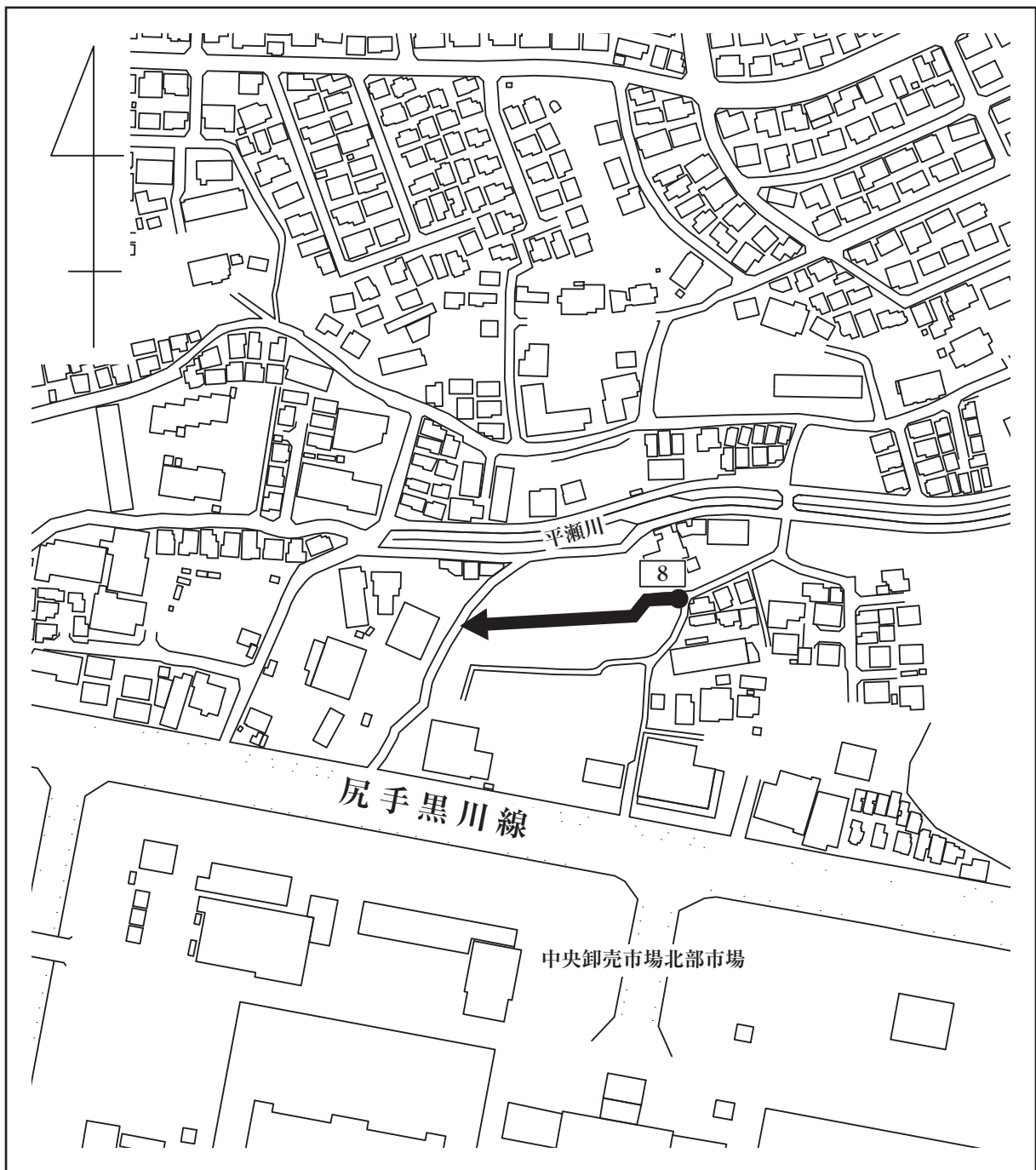
認 定 理 由

図面番号⑧

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区菅生4丁目地内）

整理番号8



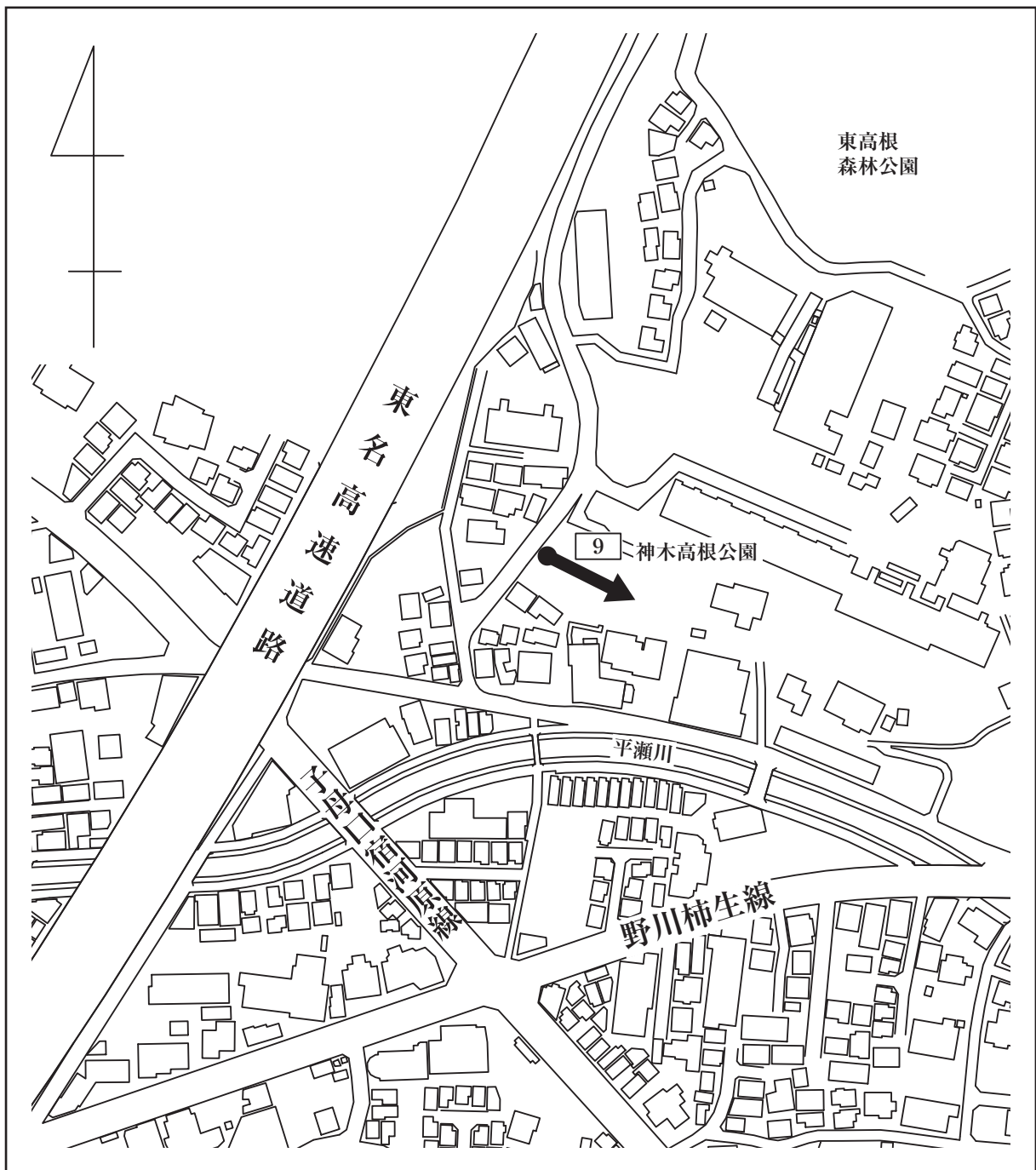
認 定 理 由

図面番号⑨

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区神木本町2丁目地内）

整理番号 9



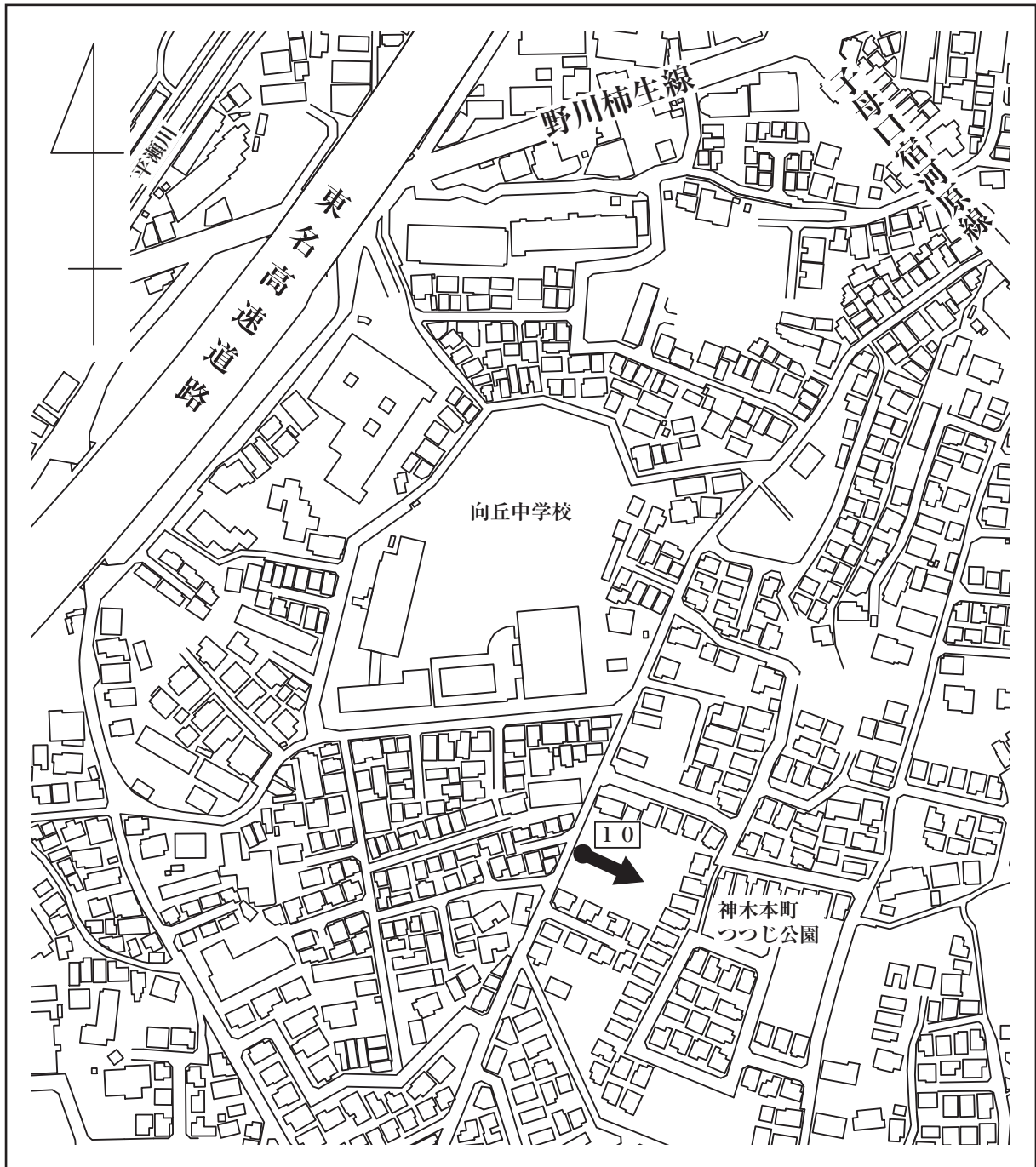
認 定 理 由

図面番号⑩

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区神木本町4丁目地内）

整理番号 1 0



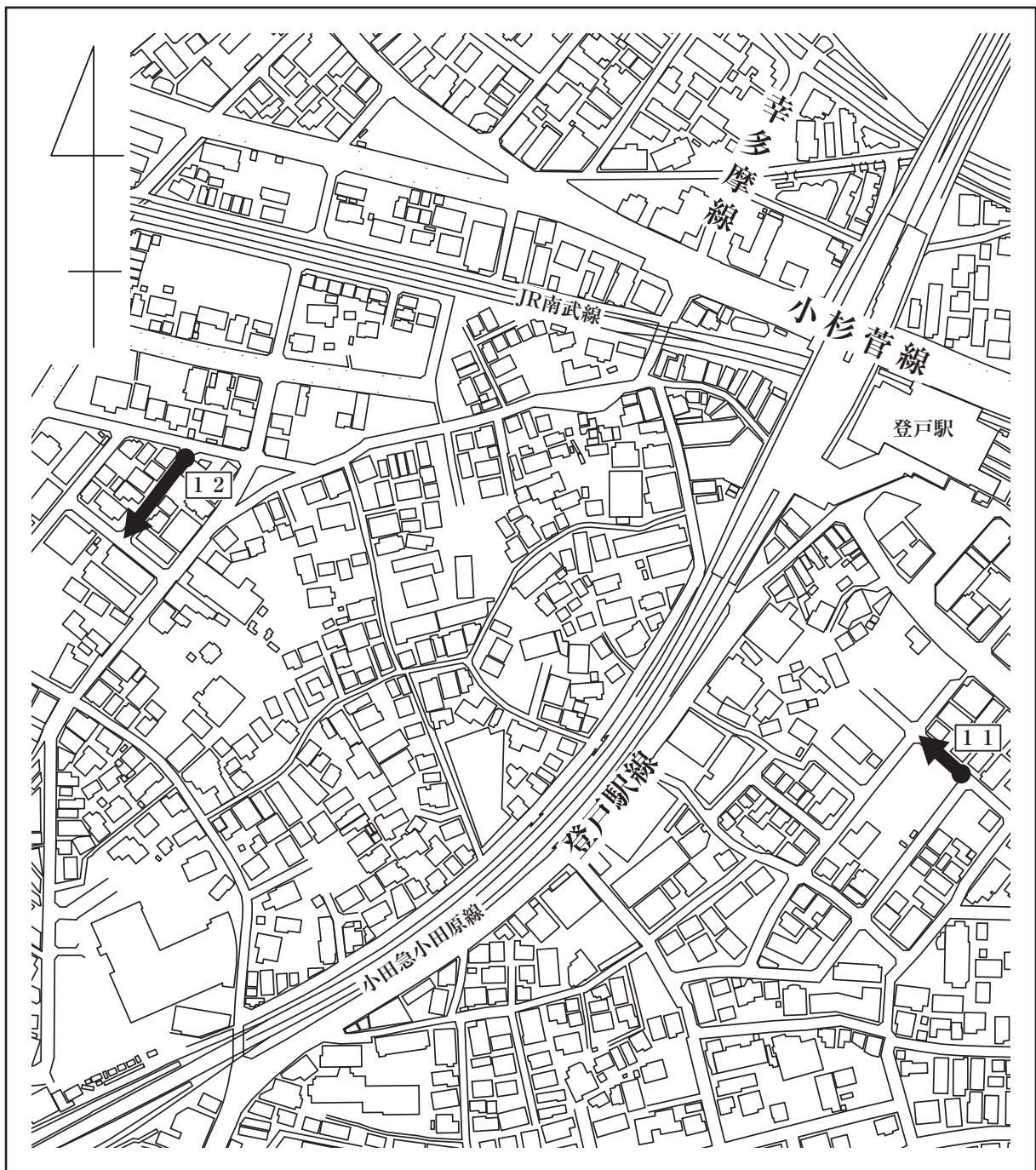
認 定 理 由

図面番号⑪

本箇所は、登戸土地区画整理事業により新設された道路で、一般交通に必要な
なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区登戸地内）

整理番号 11、12



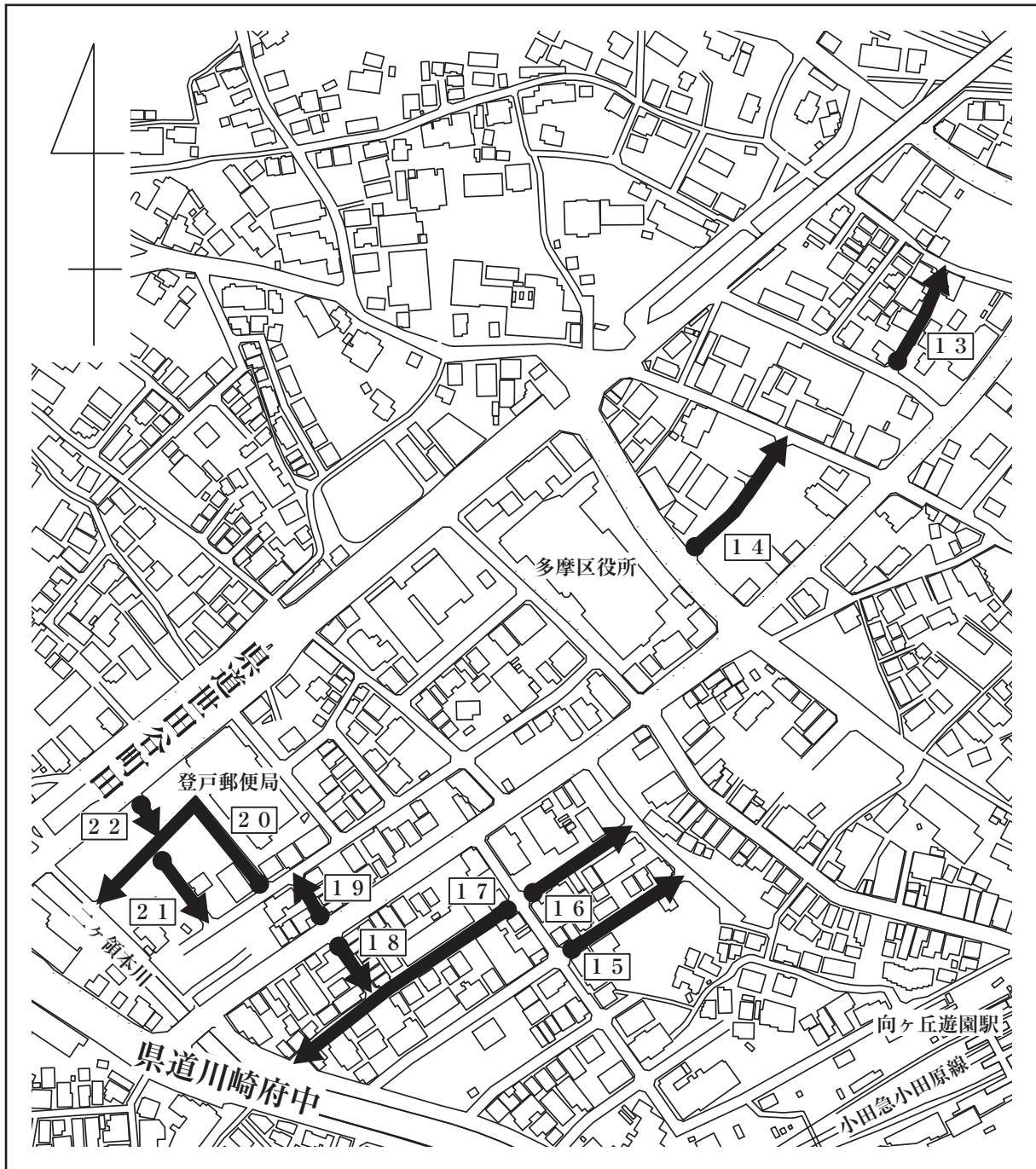
認 定 理 由

図面番号⑫

本箇所は、登戸土地区画整理事業により新設された道路で、一般交通に必要な
なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区登戸地内）

整理番号 13～22



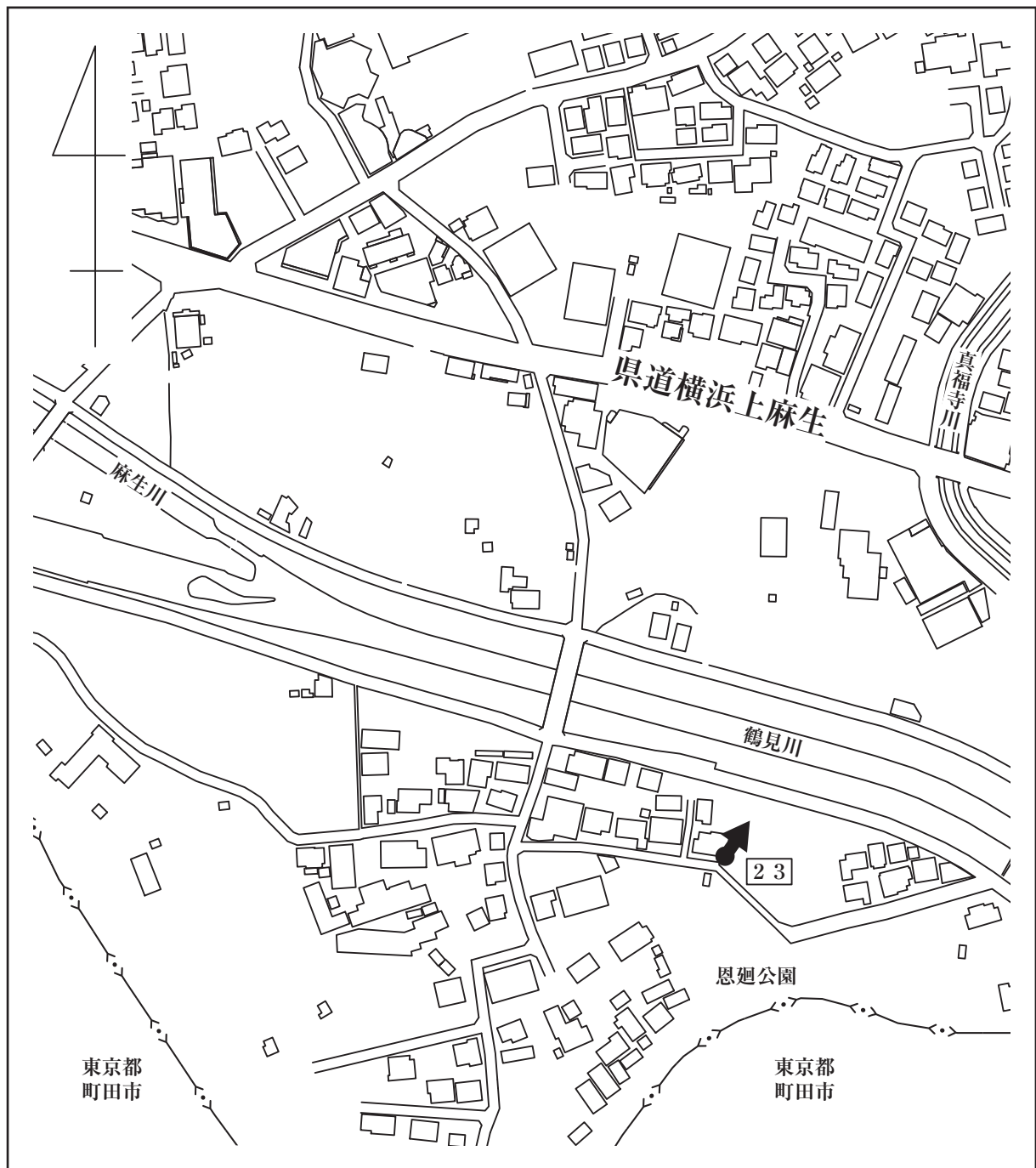
認定理由

図面番号⑬

本箇所は、路線の一部は不要であるため廃止をするが、残置路線は一般交通に必要なので、再度、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区下麻生3丁目地内）

整理番号23



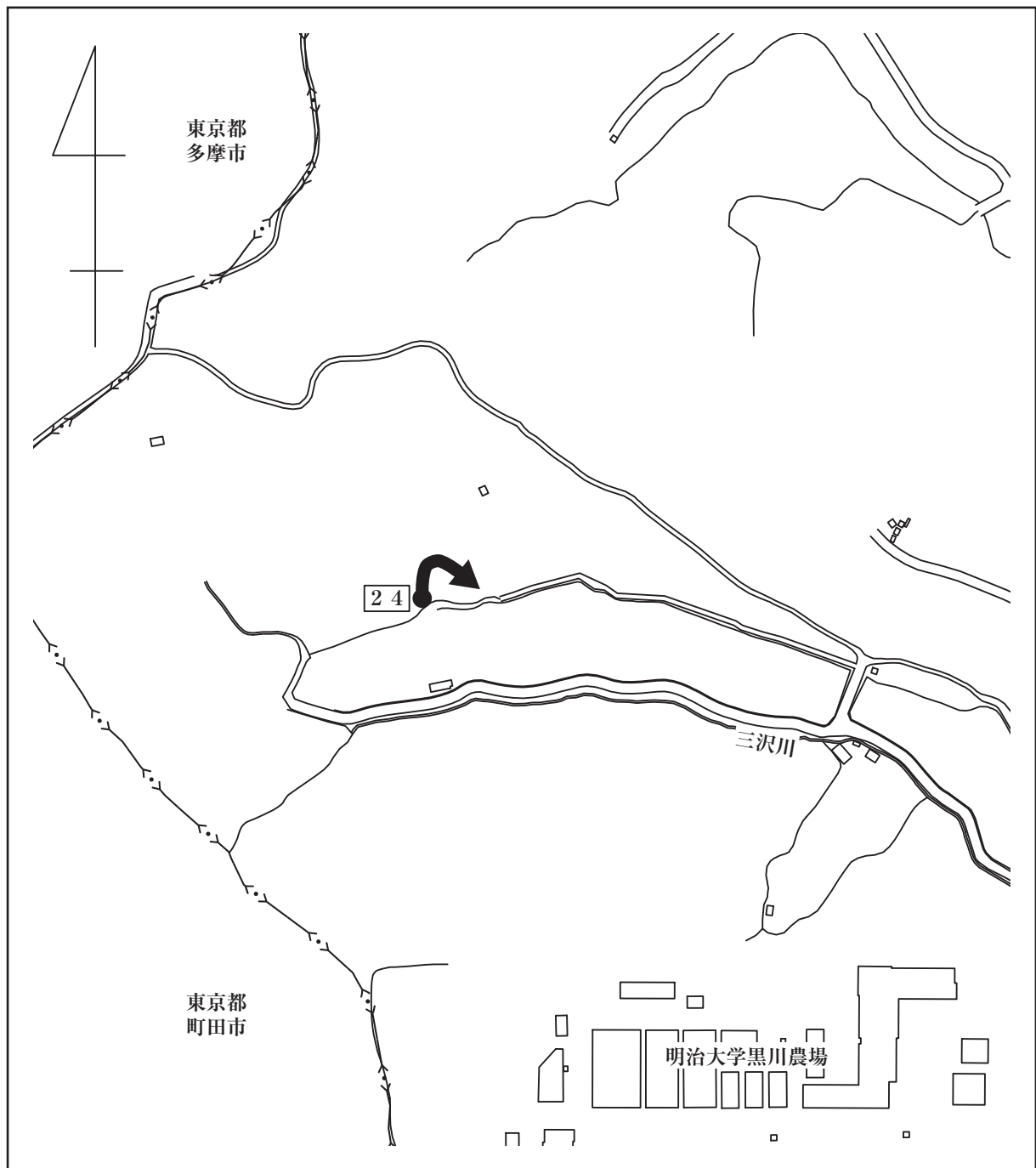
認定理由

図面番号⑭

本箇所は、路線の一部は不要であるため廃止をするが、残置路線は一般交通に必要なので、再度、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区黒川地内）

整理番号 24



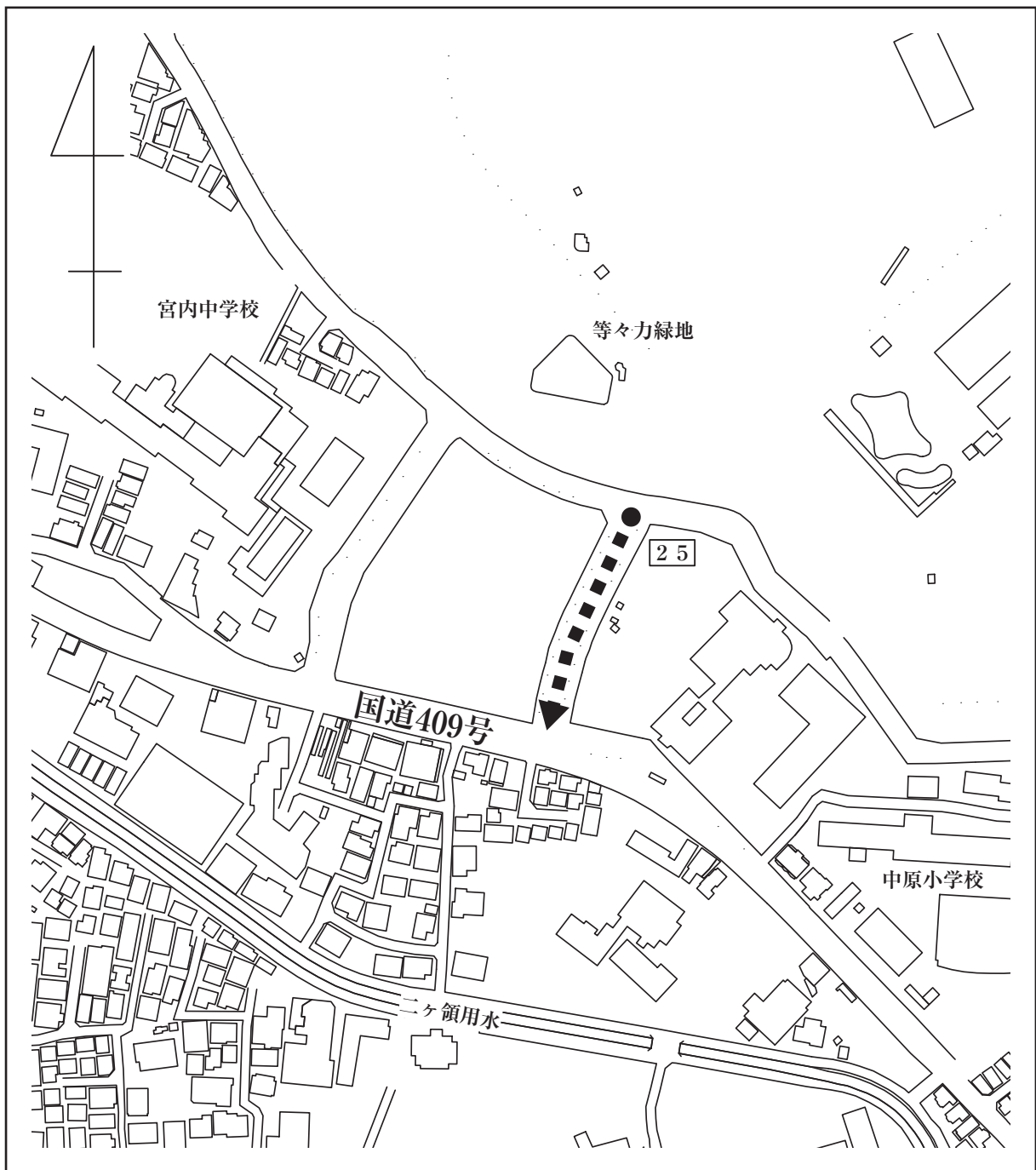
廃止理由

図面番号⑮

本箇所は、等々力緑地再編整備事業に伴い、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（中原区宮内4丁目地内）

整理番号25



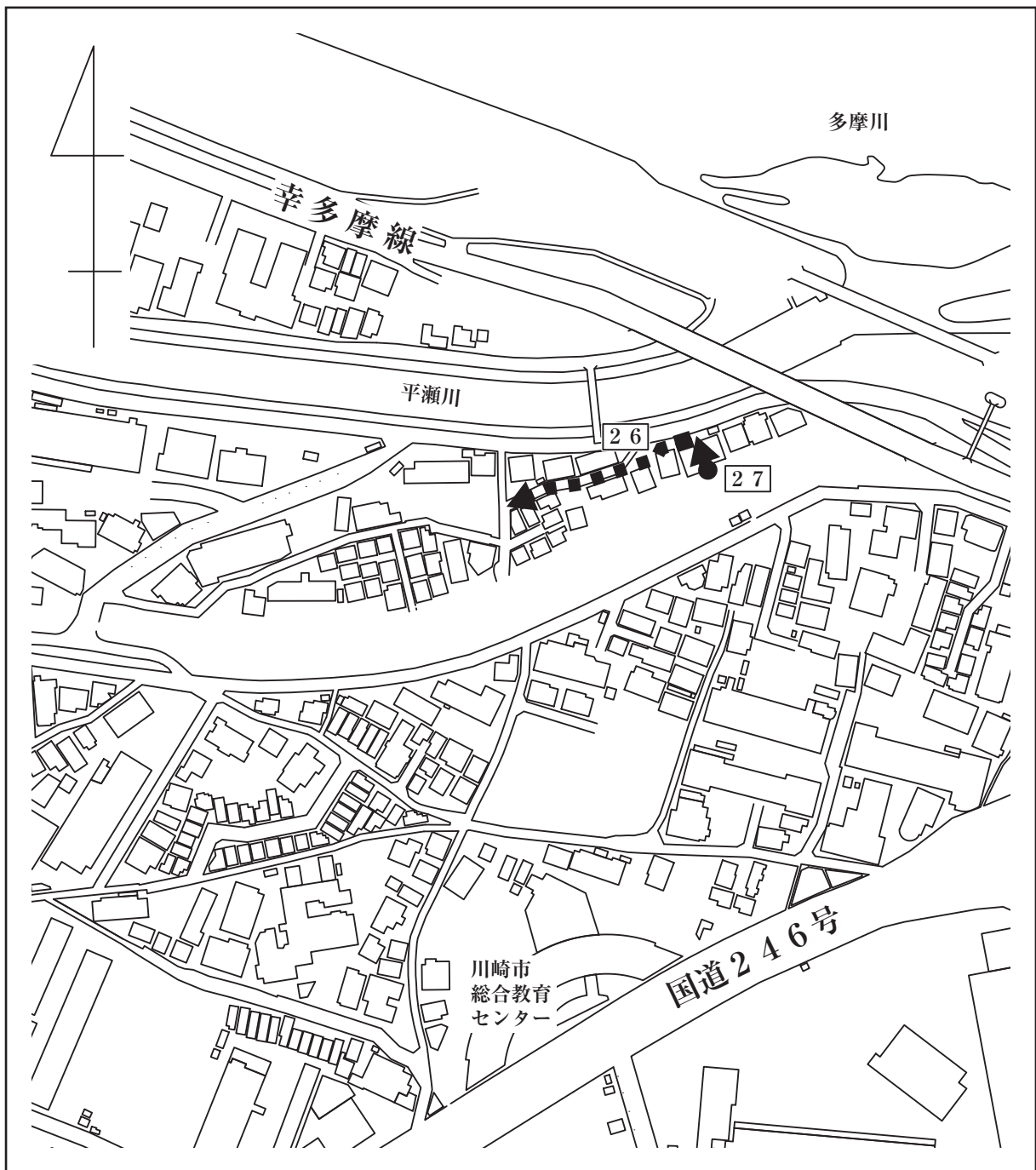
廃止理由

図面番号⑩

本箇所は、路線の一部及び全部が一般交通に必要ながないので、これを廃止したい。

見取図（高津区久地2丁目地内）

整理番号26、27



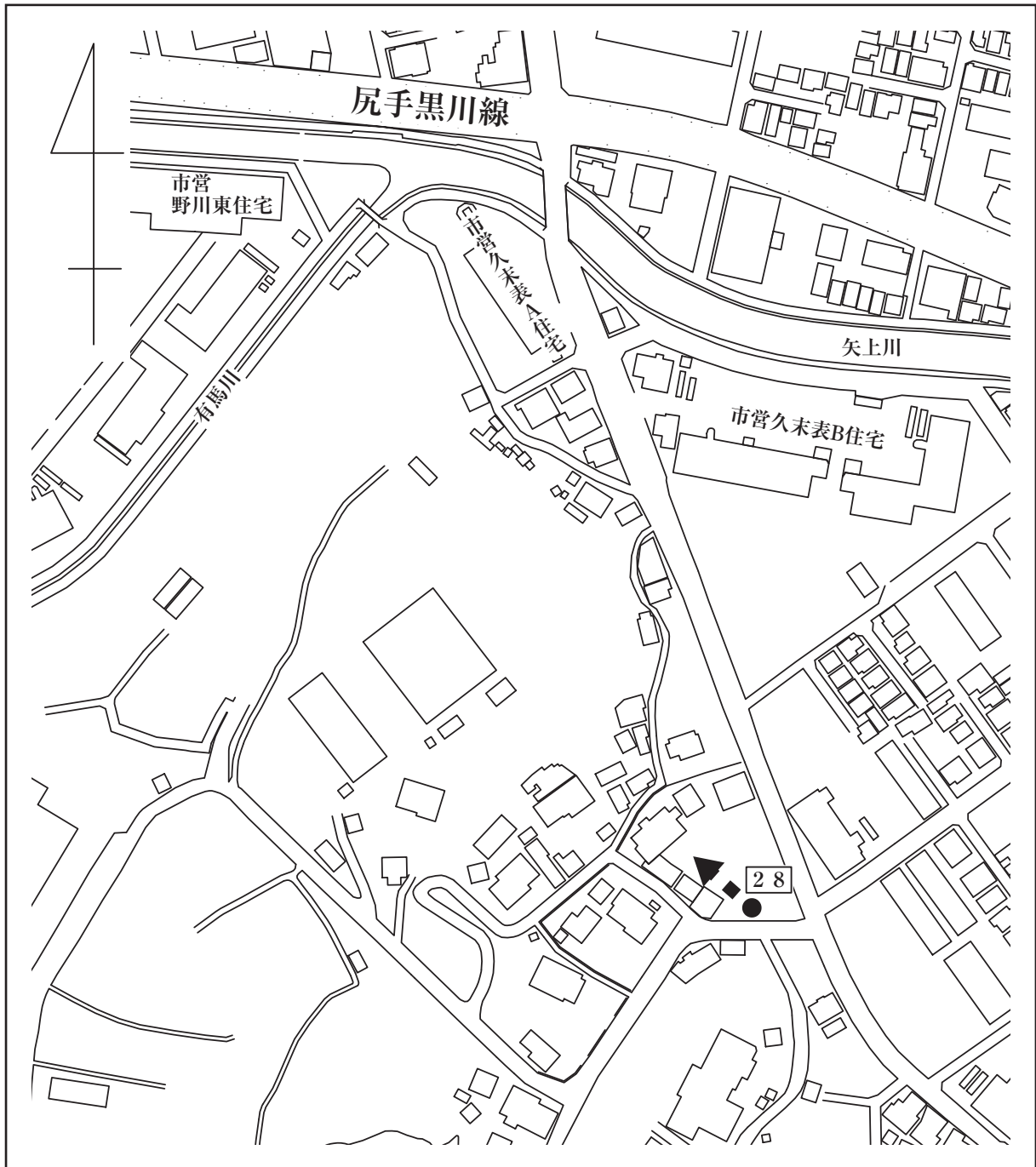
廃止理由

図面番号⑰

本箇所は、一般交通に必要ながないので、これを廃止したい。

見取図（高津区久末地内）

整理番号28



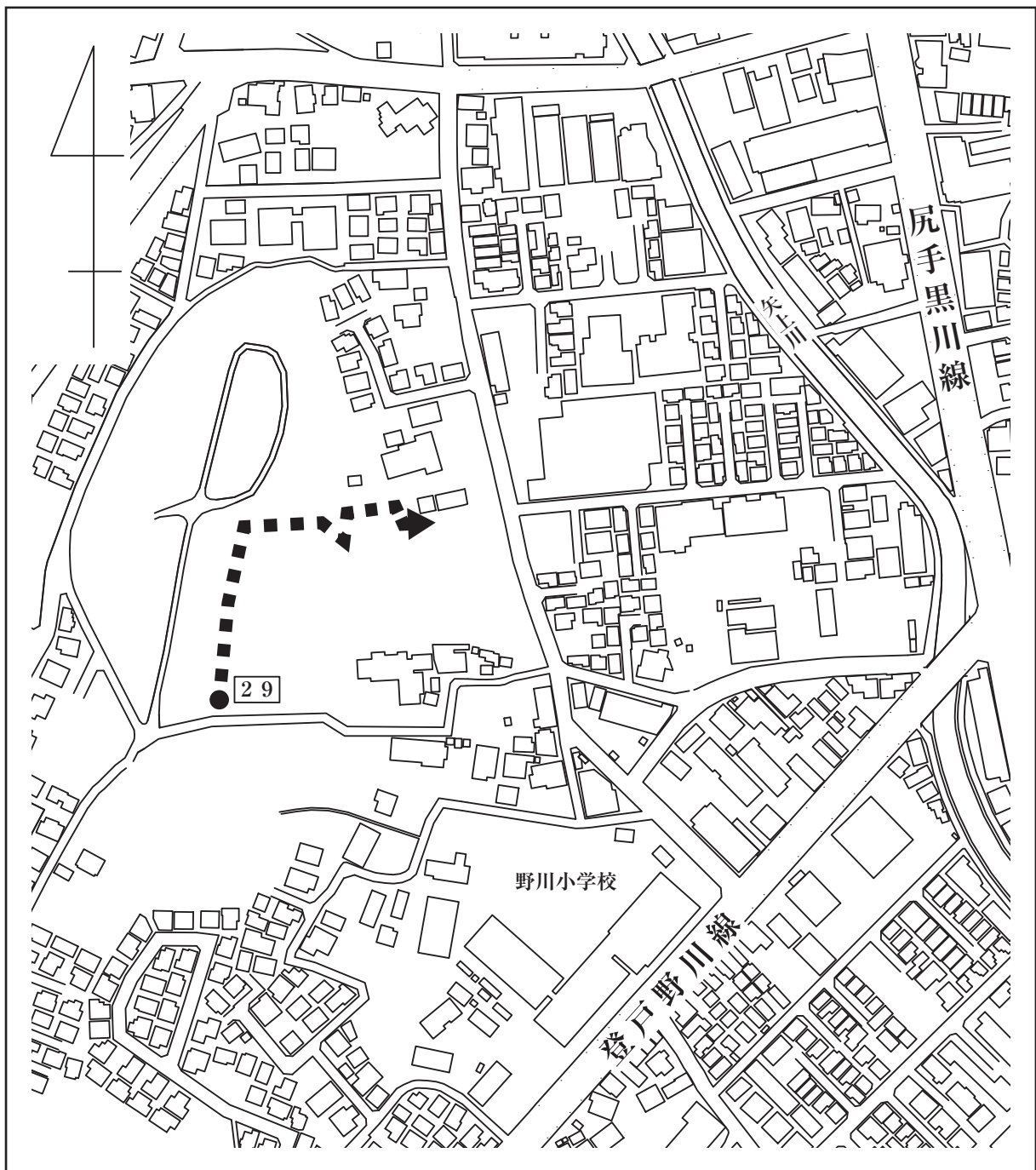
廃止理由

図面番号⑱

本箇所は、路線の一部が一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（宮前区野川地内）

整理番号 29



廃止理由

図面番号⑱

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（麻生区高石1丁目地内）

整理番号30



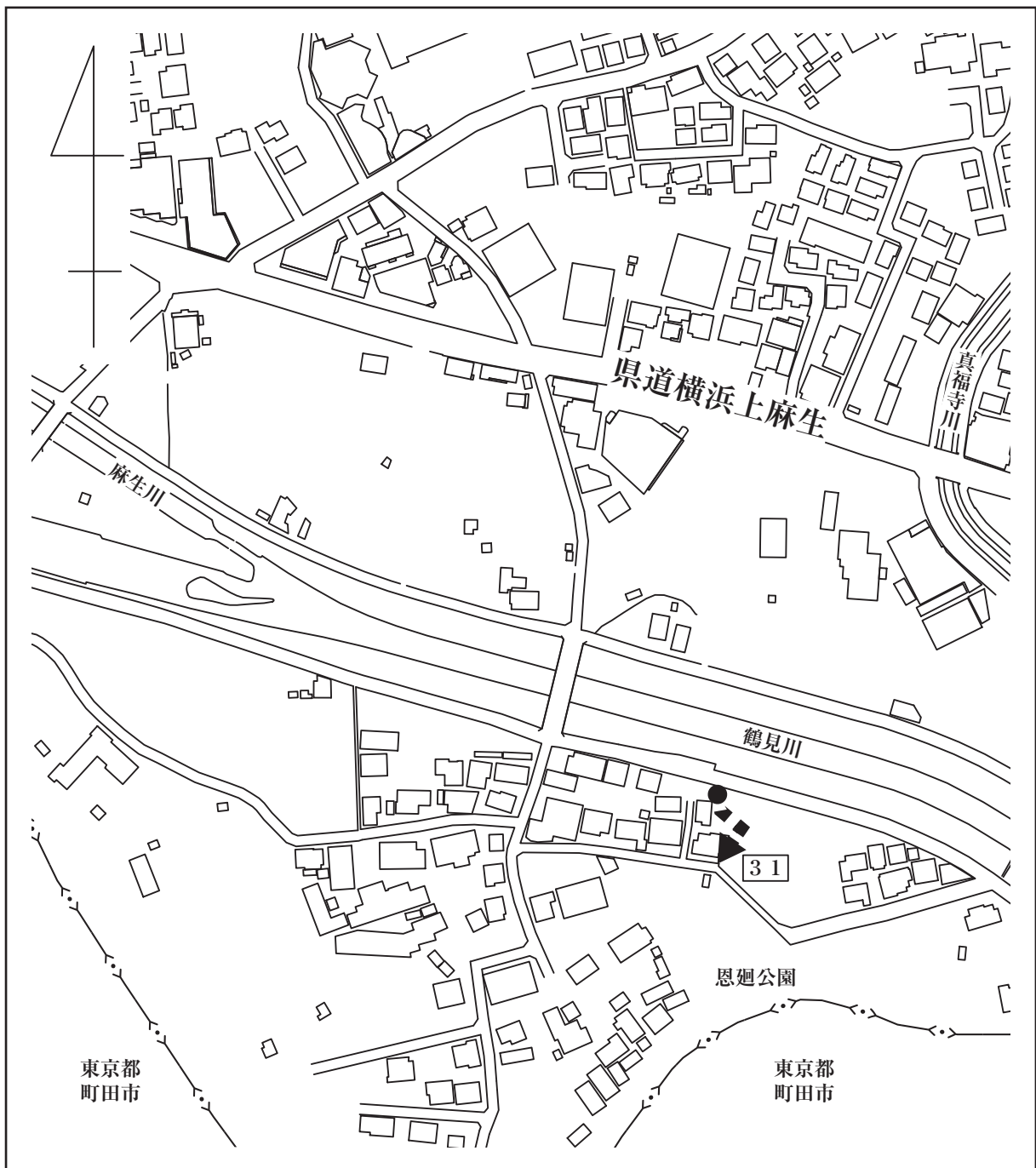
廃止理由

図面番号⑳

本箇所は、路線の一部が一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（麻生区下麻生3丁目地内）

整理番号31



廃止理由

図面番号②

本箇所は、路線の一部が一般交通に必要ながないので、これを廃止したい。

見取図（麻生区黒川地内）

整理番号 3 2

